平成３０年（フ）第３７７号
福岡市中央区地行４丁目11番18―403号
債務者　松本ゆりあ
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０４号
長崎県大村市富の原２丁目325番地４
債務者　池田　　忍
1　決定年月日時　平成30年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成３０年（フ）第１５号
長崎県大村市古賀島町94番地31　グレイスフル山本408号
債務者　中村　　徹
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成３０年（フ）第２１号
長崎県諫早市貝津町1664番地１　スカイハイツ201号、旧住所長崎県長崎市現川町331番地４
債務者　八島　大助
1　決定年月日時　平成30年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成３０年（フ）第７号
北海道日高郡新ひだか町静内木場町２丁目３番16号
債務者　山田　由美
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成３０年（フ）第９号
北海道浦河郡浦河町字西舎141番地　ＢＴＣ南宿舎Ｄ棟101号
債務者　多田　　豊
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成３０年（フ）第１１号
北海道浦河郡浦河町堺町東２丁目８番16号
債務者　辻　　**廣**
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成３０年（フ）第１２号
北海道浦河郡浦河町堺町東２丁目８番16号
債務者　辻　　京子
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成３０年（フ）第５６号
宮城県黒川郡大和町吉岡東２丁目10番地の４　グランメール大善Ⅰ―Ｃ103
債務者　奈良ゆかり（旧姓早坂）
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１４１号
宮城県名取市相互台２丁目９番地の11
債務者　坂下由美子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第４６号
茨城県土浦市中荒川沖町24番35号　荒川沖東ハイツ101号
債務者　吉田　靖彦
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１５２６号
千葉市稲毛区園生町400番地６　クリーンビューラー103号
債務者　中山　天子（旧姓片野）
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５６４号
千葉市花見川区千種町184番地12
債務者　松本きよみ
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１６１７号
千葉県市原市古市場532番地11
債務者　村野　和樹
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１４４号
千葉県浦安市富士見１丁目14番８号　ミキエステート（102）
債務者　小林　拓馬
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１５０号
千葉県八千代市勝田台北２丁目23番５号　石神荘101号
債務者　須賀　孝一
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１６１号
千葉県市川市原木１丁目12番19号　（ローズマンション207号）
債務者　田中　英典
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係